

学校法人会計の特徴及び企業会計との違い

学校法人が学校経営を行う目的は、教育・研究を推進することで、人材を育成すると共に研究活動を社会に還元することである。

学校法人も企業も経済活動を営んでいる点では同じだが、企業は利益の追求を目的としているが、学校法人は教育・研究活動を目的としている。

財政構造的にも、企業は「もの」を生産・販売し、投下した資本を回収し、利益を獲得することができるが、学校法人は収入の8割が期の途中で自由に増額することが難しい学生生徒等からの入学料や授業料、国や地方公共団体からの補助金で構成されており、支出面でも教育・研究の発展のために支出を削減することが難しいのが特徴である。

企業会計との基本的体系の違いとして、学校法人会計には企業会計にはない「資金収支計算書」の存在と、教育という公共性の強い事業を行う法人のため、その持続性を重視したことから基本金という概念が導入されている。

国や地方公共団体から補助金を交付される学校法人は「学校法人会計基準」に従ってこれらを表示する計算書類を作成し、所轄庁に届け出ることが義務付けられている。

計算書類は下記の通りである。

1. 資金収支計算書

- ①当該会計年度に行った教育研究等の諸活動に関する全ての資金の収入及び支出の内容を明らかにする。
- ②諸活動の対応関係に関わらず、現実に収納し、または支払った資金の収入及び支出について、その顛末を明らかにする。

2. 活動区分資金収支計算書

- ①資金収支計算書の決算額を3つの活動区分ごとに区分し、活動ごとの資金の流れを明らかにする。(企業会計でいうキャッシュフロー計算書に相当する。)

3. 事業活動収支計算書

- ①当該会計年度の活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容及び基本金組入後の均衡の状態を明らかにする
(企業会計でいう損益計算書に相当するが、学校法人は営利目的ではなく、収支均衡を目的とする。)

4. 貸借対照表

- 当該年度末における財政状態(運用形態と調達源泉)を明らかにする。